

実証実験実施にかかる規約

実証事業推進チーム大阪

(目的)

第1条 この規約は、大阪府及び大阪市が所管する施設並びに別に定める大阪商工会議所に登録する民間施設（以下「施設」という。）における大阪府、大阪市及び大阪商工会議所による実証実験を支援する事業において、実証実験を実施する事業者（以下「事業者」という。）が遵守すべき事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(協議及び相互協力)

第2条 事業者は、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所並びに当該実証実験に活用する施設等を管理する者（以下「管理者」という。）との間で、実証実験の目的や内容について十分協議し、相互の理解と協力のもとで実施しなければならない。

(許可申請)

第3条 事業者は、実証実験の実施にあたり、関係法令その他管理者が定める手続きを行い、施設の使用許可その他施設を適法に利用できる権原を得なければならない。

(危険防止等)

第4条 事業者は、実証実験の実施にあたり、関連法令を遵守するとともに、必要な危険防止及び保険加入を含めたリスク管理の措置を取らなければならない。

(費用負担)

第5条 実証実験にかかる費用は、事業者が全額自ら負担するものとし、大阪府、大阪市、大阪商工会議所及び管理者はその費用を負担しない。

(実証実験の中止等)

第6条 大阪府、大阪市及び大阪商工会議所は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に実験の中止又は中断若しくは内容変更を命じることができる。

(1) 実証実験を継続することにより、管理者の業務に支障が生じるとき、又は生じるおそれがあるとき

(2) 天災その他やむを得ない事由が生じたことにより、実証実験を継続することが困難になったとき

2 大阪府、大阪市及び大阪商工会議所は、実証実験の内容が事前に提出された事業計画書の内容と著しく相違があるとき又は第三者に対する生命身体財産の危険が生じるおそれがあるときは、事業者にもその是正を求めることができる。

3 前項の是正要求に対して事業者がこれに従わないとき、又は事業者が第10条第1項に該当することが判明したときは、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所は、事業者にも実証実験の中止を命じることができる。

- 4 前3項の規定により実証実験を中止又は中断若しくは内容変更した場合において、事業者に新たな費用が発生したときであっても、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所はその費用を負担しない。

(損害賠償)

第7条 実証実験の実施に際し発生した損害のうち、大阪府、大阪市、大阪商工会議所、管理者及び第三者に生じた損害については、不可抗力その他事業者の責めに帰すべき事由がないと認められるときを除き、事業者がその賠償責任を負う。ただし、第3条に定める施設の使用許可等の条件その他別に定めがあるものについては、その条件等に定めるところによる。

- 2 前条第4項に定めるもののほか、実証実験の実施に際し発生した損害のうち、事業者が生じた損害については、大阪府、大阪市、大阪商工会議所、管理者及び第三者は、故意又は重大な過失がない限り、事業者に対する賠償責任を負わない。

(実績報告書等の提出)

第8条 事業者は、実証実験終了後、速やかに実績報告書及び必要に応じてその他の資料を作成し、大阪府、大阪市、大阪商工会議所及び管理者に対して実績報告を行う。ただし、事業者は、事業者以外の者の知的財産を侵害してはならない。

- 2 事業者は、法令に基づき大阪府及び大阪市が前項の実績報告書を公開する可能性が存することを前提に、実績報告を行うものとする。
- 3 第1項の実績報告書及び実績報告に際して事業者が報告先に提出した資料について、事業者は、報告先に対し、報告先が当該実証実験に関する業務を遂行する目的で以下の態様により無償で利用することを許諾し、これらを基に報告先が翻訳・翻案した二次的著作物に対しても同様に許諾する。

- (1) 複製
- (2) 上演・上映
- (3) 公衆送信・公衆伝達
- (4) 口述
- (5) 展示
- (6) 翻訳・翻案

- 4 事業者は、前項の著作物及び二次的著作物に関する著作権人格権を行使しない。

(秘密の保持)

第9条 事業者は、実証実験の履行に関連して知り得た機密事項や個人情報を、本協定の有効期間中のみならずその終了後においても、他の当事者の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示してはならず、かつ、実証実験の目的遂行に必要な場合を除き自ら利用してもならない。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りでない。

- (1) 知得時に既に公知となっていた情報
- (2) 知得時に既に保有していた情報
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

- (4) 相手方の機密情報を使用することなく、独自に開発した情報
- (5) 大阪府及び大阪市が法令に基づき公開又は開示等を行う情報

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第10条 事業者は、事業者の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は第16条第3項に規定する密接関係者に該当するときは、この規約に基づく実証実験の申込みをすることができない。

2 事業者は、大阪府、大阪市、大阪商工会議所及び管理者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(その他定めない事項等の取扱)

第11条 本規約に定める事項について生じた疑義又は本規約について定めない事項については、事業者、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所が協議して解決する。

以 上

誓約書

年 月 日

大阪府 様
大阪市 様
大阪商工会議所 様

<住所>
<会社名>
<代表者名>

(代表者印)



<事業者>は、実証事業推進チーム大阪（大阪府、大阪市及び大阪商工会議所で構成）の支援により、<実証実験案件名>を実施するにあたり、別紙「実証実験実施にかかる規約（2019年7月17日制定）」に定める事項を遵守することを誓約いたします。また、エントリーシートや実施計画書等の提出書類に虚偽の内容を一切含まないことを誓約いたします。

なお、同規約第8条に定める実績報告書は、<期限>までに提出いたします。

以上

※【ご提出時のお願い】

本誓約書には「代表者印（会社実印）」をご捺印の上、発行から3ヶ月以内の「印鑑証明書（原本）」を1通ご添付ください。

(記入箇所説明)

各色字箇所に必要な事項をご入力ください。

誓約書

●年 ●月 ●日

大阪府 様
大阪市 様
大阪商工会議所 様

<住所> ● ● ●
<会社名> ● ● ●
<代表者名> ● ● ●

(代表者印)



<事業者>は、実証事業推進チーム大阪（大阪府、大阪市及び大阪商工会議所で構成）の支援により、<実証実験案件名>を実施するにあたり、別紙「実証実験実施にかかる規約」に定める事項を遵守することを誓約いたします。また、エントリーシートや実施計画書等の提出書類に虚偽の内容を一切含まないことを誓約いたします。

なお、同規約第8条に定める実績報告書は、<期限>までに提出いたします。

以上

※【ご提出時のお願い】

本誓約書には「代表者印（会社実印）」をご捺印の上、発行から3ヶ月以内の「印鑑証明書（原本）」を1通ご添付ください。